令和2年3月18日(水) アーキビスト認証準備委員会(第5回) 国立公文書館統括公文書専門官室

アーキビスト認証準備委員会 (第5回)

日 時:令和2年3月18日(水)

10 時 00 分~12 時 00 分

場 所:国立公文書館4階会議室

議題

- (1) アーキビスト認証の実施について
- (2) 認証アーキビストの審査の考え方について

今後の予定

配付資料

資料1 アーキビスト認証の実施について(案)

資料2
認証アーキビストの審査の考え方について(案)

資料3-1 アーキビスト認証に係る令和2年度スケジュール(案)

資料3-2 アーキビスト認証の今後の予定について(案)

アーキビスト認証の実施について(案)

令和〇年〇月〇日 館 長 決 定

独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)において、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保することを目的とし、「アーキビストの職務基準書」(平成30年12月、以下「職務基準書」という。)を基に、以下の内容で令和2年度からアーキビストの認証を開始する。

1. 内容

(1) 認証主体

独立行政法人国立公文書館長

(2) 名称

認証アーキビスト (Archivist Certified by the National Archives of Japan)

(3)組織

1) アーキビスト認証委員会

・役 割:認証・更新・取消等の審査

アーキビスト認証の仕組み(継続検討事項等)への助言

- ・委員の構成:アーカイブズに係る実務経験やアーキビストの養成・指導経験を踏まえたアーカイブズに係る高い識見を有する者
- ・人数、任期: 7名以内、2年とし再任することができる。
- ・専門委員:専門委員を配置することができる。

2) アーキビスト認証委員会の庶務

・アーキビスト認証委員会の庶務及び認証に係る事務は、統括公文書専門官室が他課の協力を 得て行う。

(4) 認証方法

1)申請要件

- i. 以下の①~③のすべてを満たす者
 - ①職務基準書に示される知識・技能等が修得可能な高等教育機関の単位修得又は関係機関の 研修修了
 - ②アーカイブズに係る実務経験3年以上
 - ③修士課程修了レベルの調査研究能力
- ii. 上記と同等の能力を有する者

体系的な教育・研修の機会を得ていないものの、実務経験と調査研究能力を有し、知識・ 技能等も修得済みである者等

2) 審査方法

申請者からの提出書類(所定の様式)に基づき、アーキビスト認証委員会において個別に審査する。

①知識・技能等:「職務基準書」に示される知識・技能等が修得可能な科目・研修の基準を満た した大学院教育の単位を修得又は研修を修了していることについて、「研修 等受講履歴一覧(単位修得証明書又は研修修了書を添付)」により審査する。

②実 務 経 験:知識・技能等を活かしながら職務基準書に定める職務に3年以上従事していることについて、「実務経験説明書(所属長等の確認付き)」により審査する。

③調査研究能力:修士課程相当(海外の大学院等を含む。)を修了していること又は修了していない者にあっては紀要等に論文を執筆していること、かつアーカイブズに係る調査研究実績(論文、研究発表、報告書、その他業務に係る成果等)を有していることについて、修了(卒業)証明書並びに「調査研究実績一覧」及び主な成果物により審査する。

3)更新

社会規範の変容や情報技術の発展等を踏まえ、知識・技能等が更新されているか確認するため、認証を受けてから5年目に申請者の求めに応じて更新に係る審査を行う。

4) 登録料 • 更新料

合格者から登録料・更新料に係る実費を徴収する。

2. 今後の展望

今後、我が国全体の公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする人材を養成できるよう、段階的な発展を目指す。

認証アーキビストの審査の考え方について(案)

アーキビスト認証委員会において、以下の要件を満たすかどうかについて、個別に審 査する。

- 1 ①~③のすべての要件を満たすこと
- ①職務基準書に示される知識・技能等が修得可能な高等教育機関の単位修得又は関係機 関の研修修了
 - 1) 基準
 - ・ 職務基準書に示される知識・技能等が修得可能な科目・研修の基準(別表 1)を 満たした大学院教育の単位を修得又は同程度の研修を修了していること。
 - 2) 審査方法
 - · 「研修等受講履歴一覧(単位修得証明書又は研修修了書を添付(写し可))」により、上記基準を満たしているか審査する。

②アーカイブズに係る実務経験3年以上

- 1) 基準
 - · 知識·技能等を活かしながら職務基準書に定める職務(中分類の内1つ以上)に 3年以上(複数機関可)従事していること。
- 2) 審査方法
 - · 「実務経験説明書(所属長等の確認付き)」により、上記基準を満たしているか 審査する。

③修士課程修了レベルの調査研究能力

- 1) 基準
- ・修士課程相当(海外の大学院等を含む。)を修了又は修了していない者にあっては紀要等に論文(分野不問)を執筆しており、かつ公文書等の評価選別・収集、保存、利用、普及に係る論文、研究発表、報告書、その他業務に係る成果(目録編成、データベース構築、展示図録の作成等)等一つ以上のアーカイブズに係る調査研究実績を有していること。
- 2) 審查方法
 - ・修了(卒業)証明書並びに「調査研究実績一覧」及び主な成果物(写し可)により、上記基準を満たしているか審査する。

※上記①~③のすべてを満たす者の目安は以下のとおり。

単位修得・研修修了	実務経験	調査研究能力		
0	〇(3年以上)	修士修了	実績 1	
0	〇(3年以上)	大卒	論文1+実績1	

2 1と同等の能力を有する者

体系的な教育・研修の機会を得ていないものの、実務経験と調査研究能力を有し、知識・技能等も修得済みと判断される者等を含め、上記①~③の要件について総合的に判断して同等の能力があると認められること。

※同等の能力があると認められる者の目安は以下のとおり。

単位修得・研修修了	実務経験	調査研究能力			
Δ	〇(5年以上)	修士修了	実績 2		
Δ	〇(5年以上)	大卒	論文1+実績2		

【別表1】 「アーキビストの職務基準書」に示される修得すべき知識・技能等の基準

・ アーキビストの使命、倫理と基本姿勢の理解 基礎的知識・ 技能等 ・ 公文書等に係る基本法令の理解 アーカイブズに関する基本的な理論及び方法論の理解 ・資料保存に関する理解 ・ デジタル化・電子文書・情報システムに関する知識 (以上、「アーキビストの職務基準書」P1~3参照) ・ 公文書等の管理・保存・利用に関する知識 *遂行要件 1~7 専門的知識・ 技能等 ・ 所蔵資料及び目録に関する知識 *同8~12 ・情報公開等関係法令に関する知識 *同 13~17 · アーカイブズ機関に関する知識 *同 18~19 ・ 保存修復及び保存科学に関する知識 *同 20~23 ・ 海外のアーカイブズに関する知識 *同 24 · 情報化・デジタル化等に関する知識 *同 25~28 · 職務遂行に必要とされる技能 *同 29~36 (以上、「アーキビストの職務基準書」P19~21参照) · 職務全体に係るマネジメント能力 (基準書P3参照)

- ※単位数は計12単位を標準とし、計10単位を下らないものとする。
- ※研修においては計135時間を標準時間数とし、計110時間を下らないものとする。

アーキビスト認証に係る令和2年度スケジュール(案)

	令和2(2020)年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
アーキビスト認証委員会		0			0				0			0
認証手続						受付		審査		認証 (手続き)		
普及啓発		全国公	文書館長会詞	説明会		※申請開始	治までに集中	□して実施。『		カイブズ関係機		

認証委員会議題

第1回認証委員会(令和2年5月)

- ・アーキビスト認証に至る経緯
- ・委員会の運営に関する事項等について

第2回認証委員会(令和2年8月)

・審査基準(内規)について

第3回認証委員会(令和2年12月)

・認証アーキビストの審査(非公開)

第4回認証委員会(令和3年3月)

- ・認証アーキビストの審査結果(報告)
- ・アーキビスト認証制度の今後の展開に ついて(継続検討課題の審議等)

普及啓発

- ○国立公文書館ニュース(6月)
- 〇リーフレット等の配布(6月以降)
- ○全国各地で説明会の実施(6~8月)
- ○関係機関、団体への理解促進
 - ※要請に応じ随時対応

アーキビスト認証の今後の予定について(案)

資料3-2

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)					
		認証委員会 設置	法施行10年					新館開館 (予定)					
第1段階		認証想定数 約70名						目標人数 約400名					
・国立公文書館等 及び地方公文書館 の専門職員	検討 →実施着手	認証開始	認証開始 第1期更新										
			認証アーキビストの周知に係る普及啓発活動 ー関係機関・団体を通じた広報活動(リーフレット等の配布)、申請希望者・所属先への説明会 など										
・国及び独立行政 法人等の職員等	准アーキロ	ビストの検討・認証開始											
第2段階 (短期的)			体系的な研修の	D機会が得られる。	ような仕組みの検	討·実施、教材開	発						
			アーキビスト認証の裾野拡大に向けた検討 ー高等教育機関又は関係機関との協力、各機関への講師派遣など										
第3段階 (中長期的)						ストの認証に向け 	た検討 た検討 」 見野に入れた認証	E制度の					